

6次産業活性化推進事業補助金交付要領

平成30年4月10日 事務局長決裁

(通則)

第1条 6次産業活性化推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、6次産業活性化推進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 要綱に定める補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるものとする。

(補助金の上限等)

第3条 補助金は、補助対象経費の3分の2以内で、400万円を限度とする。

(事業期間)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下『補助対象事業』といふ。)は、申請のあつた日の属する一般財団法人さっぽろ産業振興財団の会計年度の1月末までに終了するものとする。

(交付の申請)

第5条 要綱第8条に定める補助金交付申請書の様式は別紙1とし、関係書類は各号のとおりとする。

- (1)コンソーシアム構成書(別紙2)誓約書(別紙2別添)
- (2)事業計画書(別紙3)
- (3)事業収支予算書(別紙4)
- (4)コンソーシアムの代表者及び構成者のうち札幌市内の事業者の商業登記簿謄本
(※法人の場合:商業登記簿謄本、個人の場合:開業届の写し)
- (5)コンソーシアムの代表者の過去2年間の決算関係書類
- (6)コンソーシアム構成者全ての直近の市町村税の納税証明書
(※法人の場合:法人市民税分、個人の場合:市民税分)
- (7)その他、一般財団法人さっぽろ産業振興財団理事長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 要綱第9条第2項に定める補助金交付決定通知書の様式は別紙5とする。

(補助対象事業内容等の計画変更承認)

第7条 次の各号に該当する場合は事業内容変更等承認申請書(別紙6)の提出を要しない。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

2 要綱第10条第1項に定める事業内容変更等承認申請書の様式は別紙6とする。

3 要綱第10条第2項に定める事業内容変更等承認通知書の様式は別紙7とする。

(実績報告)

第8条 要綱第12条に定める事業完了報告書の様式は別紙8とし、関係書類は各号のとおりとする。

(1) 事業実績報告書(別紙9)

(2) 補助金精算書(別紙10)

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 要綱第13条に定める補助金額確定通知書は別紙11とする。

(財産の管理)

第10条 要綱第16条に定める補助対象事業により取得又は効用が増加した財産とは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産とする。

(成果の発表等)

第11条 要綱第17条に定める補助対象事業の成果を求めたときは、これに協力するものとするとは、申請のあった日の属する一般財団法人さっぽろ産業振興財団の会計年度を含め4年間、売上高等を当財団に報告することをいう。

附則

この要領は平成30年4月10日から施行する。

別 表 (補助対象経費)

補助対象経費
人件費(補助対象となる経費総額の2分の1以内でかつ200万円以下とする)
報償費
原材料費・消耗品費
通信・運搬費
機器リース費
機器購入費(50万円までを対象とする)
施設及び設備等賃借費
外注費
旅費・交通費
マーケティング調査費
その他の経費